

「グレーゾーン金利」の撤廃を求める意見書

金融庁の「貸金業制度等に関する懇談会」は、先ごろ、多重債務問題の温床とされる「グレーゾーン金利」について、出資法が定める年29.2%の上限金利を引き下げ、利息制限法に基づく年15%～20%の上限金利に統一する方針を明らかにした。

同懇談会は、このような方針を盛り込んだ最終報告を6月に提出するとしている。

消費者が貸金業者から金を借りた場合、金利などを書いた書類を渡し、利用者が任意で利息を支払えば有効とみなす貸金業規制法の「みなし弁済」規定が適用されることがある。しかし、大半の利用者は金利や返済期間についてはほとんど知らないか、知らされておらず、このような実態が「グレーゾーン金利」問題を引き起こし、多重債務の被害の要因になって社会問題化している。

本年1月、最高裁判所は、「みなし弁済」の厳格な適用を業者に求め、「グレーゾーン金利」を実質的に無効とする判断を示した。しかし、それにもかかわらず、貸金業者はその後「グレーゾーン金利」で融資を続けたり、また今回の上限金利を引き下げるという方針についても、強く反対したと言われている。

このように貸金業者はみずから進んで現状を改善する姿勢になっているとはいえない。また、その意思も感じられない以上、関係法の改正を図ることによって、明確に貸金利を制限すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「グレーゾーン金利」の撤廃を図り、多重債務の悲劇を根絶するために関係法の早急な改正を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司